

中小事業者等が所有する 事業用家屋 及び 償却資産 に係る

令和3年度 固定資産税 軽減措置のお知らせ

(問合せ) 青森市税務部資産税課 ☎ 017-734-5200

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者等に対して令和3年度分限り、所有する事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税を売上高の減少割合に応じ軽減します。

対象者

次のいずれも満たすかた

- 令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上高が前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者等
- 令和3年2月1日までに、認定経営革新等支援機関等（税理士、公認会計士など）から軽減要件を満たしていることの認定を受け、資産税課に申告したかた

『 中小事業者等の範囲 』

- (法人) ・ 資本金または出資金の額が1億円以下の法人
・ 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人以下の法人
- (個人) ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※法人にあっては大企業の子会社でないこと。 ※「性風俗関連特殊営業」を営んでいる事業者等を除く

- 医療法人、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人も対象となります。
- 「認定経営革新等支援機関等」には、中小企業等経営強化法の認定を受けた認定経営革新等支援機関のほか、認定を受けていない税理士も含まれます。また、認定経営革新等支援機関に準ずるものとして租税特別措置法施行令第5条の6の2第1項各号に規定される農業協同組合、漁業協同組合、生活衛生同業組合なども含まれます。

軽減割合

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上高が前年の同期間と比べて

30%以上50%未満の売上高の減少	2分の1
50%以上の売上高の減少	全額

- 一つの法人で複数の事業を行っている場合、その法人が行っている全ての事業に係る売上高の合計額で比較します。（個人事業主の場合も同様）

対象資産

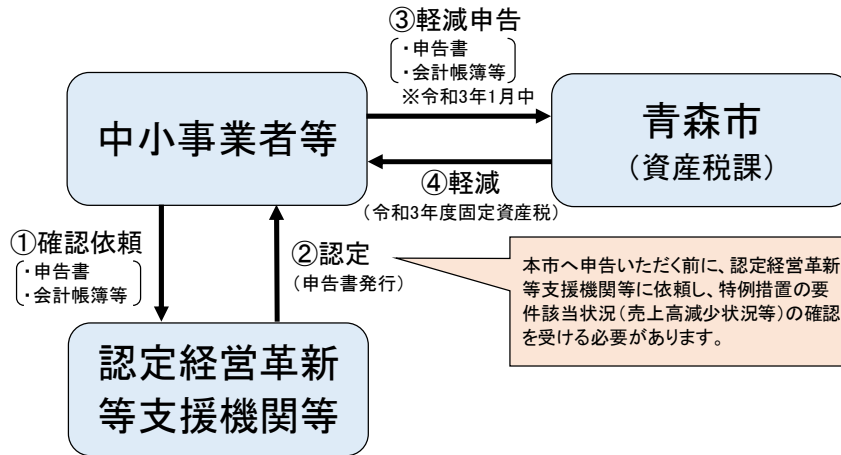
所有する「事業用家屋」及び「償却資産」

- 土地や自己の居住用の家屋は対象外です。
- 事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業専用割合に応じた部分が対象となります。
- 対象資産が共有物の場合は持分や資産の使用の実態などに応じて取扱いが異なりますので、詳しくはお問合せください。

《裏面へ続く》

申告手続

○申告の流れ



○提出書類

- 1 新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の特例申告書**
※認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの（原本）
- 2 (別紙) 特例対象資産一覧** ※事業用家屋の申告をする場合
- 3 収入減を証する書類**
会計帳簿や青色申告決算書の写しなど
※不動産賃料を猶予したことにより、特例の適用要件を満たす不動産賃貸業者にあっては、猶予の金額や期間等を
確認できる書類も必要
- 4 特例対象家屋の事業用割合を示す書類** ※事業用家屋の申告をする場合
青色申告決算書（減価償却費の計算部分）、法人税申告書 別表 16 など
令和2年1月2日以降に取得した家屋については、不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）の写し、建物見取り図の写しなど

様式は青森市ホームページからダウンロードするか、または資産税課窓口で受領してください

- ！ 確認依頼のため認定経営革新等支援機関等へ提出した書類と同じもの一式を添付書類として提出してください（コピー可）。
- ！ 認定経営革新等支援機関等への確認に当たっては、令和2年度納税通知書も持参してください。
- ！ 上記のほか、償却資産の申告をする場合は令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。

○申告期間

令和3年1月4日（月）から令和3年2月1日（月）まで ※窓口：土日祝日を除く8時30分から18時まで

○提出方法

郵送または窓口にて提出してください。 ※感染症予防のため、可能な限り郵送による提出にご協力ください。

（郵送の送付先） 〒030-0801 青森市新町一丁目3-7 青森市役所資産税課 宛

（窓口の提出先） 青森市新町一丁目3-7 青森市役所駅前庁舎 2階 資産税課

***** 中小企業庁のホームページに詳細の要件等が掲載されていますのでご確認ください *****

《中小企業庁ホームページ》

タイトル：新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して
固定資産税・都市計画税の減免を行います

URL： <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>
